# 第1 第9回北九州全研の開催にあたって

全国地域人権運動総連合は2004年4月に、全国部落解放運動連合会を発展的に改組して誕生した組織です。この全国研究集会は地域人権問題を冠して継続をし、目的は、すべての人が人として普通に暮らせる平等な地域社会を実現するための自由な討論と研究を深めることにあります。

本集会を開催する福岡、北九州は、戦前から革新的人民解放の厳しいたたかいを積み重ねてきた歴史的伝統がある土地柄です。一方、同和の特別対策に固執する勢力とのたたかいでは、果敢に裁判闘争を起こし、勝利の道を切り開いてきた所でもあります。

研究集会開催の視点は以下の5点です。

- ①各地で前進する地域人権運動の検証の場にする。
- ②新しい政治状況の誕生と地域人権運動の可能性を追求する。
- ③部落問題解決の解消過程における地域づくり運動を探求する。
- ④生活と地域実態に裏付けられた「地域人権憲章」の実践を拡げる。
- ⑤今後の地域人権運動の発展に寄与し、みなが心を一つに飛躍できる場にする。

本集会では、福岡、北九州の歴史的教訓に学び、集会タイトルにあります「憲法を暮らしに活かし、住みよい地域社会に一いつまでも住み続けられ、平和で人間らしく、幸福に暮らせる地域社会実現のために一」活発な討論を通じて本集会開催の目的を立派に果たしたいと考えています。

#### 第2 部落(同和)問題とは

#### 1, 封建的身分差別の残りものは社会問題として解決に

部落(同和)問題は近代社会への移行の際に、徹底した民主主義が実現せず、社会の仕組 みに前近代的なものが再編成された結果、新たに生み出され残されてきた問題です。

1987年3月全解連第16回大会は「21世紀をめざす部落解放の基本方向」を決定し、部落(同和)問題が解決された状態について、4つの指標に整理し運動の課題を明確にしました。

つまり、①部落が生活環境や労働、教育などで周辺地域との格差が是正されること、② 部落問題にたいする非科学的認識や偏見にもとづく言動がその地域社会で受け入れられな い状況がつくりだされること、③部落差別にかかわって、部落住民の生活態度・習慣にみ られる歴史的後進性が克服されること、④地域社会で自由な社会的交流が進展し、連帯・ 融合が実現すること、です。

「基本方向」の実践を通じて、「格差」論(要因を分析せずに、いつまでも部落内外の差異を強調する考え)や「後進性」脱却論(部落住民は社会性に乏しくこの主体の変革が解決の条件とする考え)、帝国主義打破論(現社会体制が部落差別を拡大再生産しているとの非科学的な考え)、根深い偏見論(侮蔑排斥などの実害に至らない言動やおしはかれない偏見・意識に差別の根拠と実態を求める考え)などの誤りを指摘し、解決の展望を明らかにしました。

それは部落(同和)問題の属性に立ち返り、前近代的な社会の仕組みが取り除かれ、共通の運命として体験を余儀なくされた被差別体験、地域的閉鎖性、複合的な社会問題として表われた環境・教育・医療・福祉などでの広範囲に見られた非人間的な生活実態が改善されたならば社会的に問題を解決したことになる、と再整理したことです。

「基本方向」の実践を通じて到達したのが、2000年9月の第30回臨時大会で決定 した全解連の綱領的文書「部落解放運動の発展的転換をはかる基本方針」です。

「部落問題は、部落住民自身の努力、部落解放運動の取り組み、同和対策の実施、国民的理解の広まりなどにより、解決に向かって大きく前進してきた。部落問題解決の到達点は、①周辺地域との生活上にみられた格差が基本的に解消されたこと、②旧身分にかかわる差別が大幅に減少してきていること、③住民の間で歴史的後進性が薄れ、部落問題解決の主体が形成されてきたこと、④かつての部落の構成や実態も大きく変化し、部落の閉鎖性が弱まり、社会的交流が進展したこと、である。部落問題解決は、いま最終段階を迎え、しかも総仕上げの局面に至っている。このことが部落解放運動の終結・発展的転換を必然化させる要因となっている」との認識です。

#### 2、政府が示した特別対策を終了する主な理由

2002年3月末の法的措置終結を前に総務省地域改善対策室(今は廃止)は、『今後の同和行政』と題する文書を出し、「地対財特法の失効と特別対策の終了」を周知徹底する措置をとりました。

特別対策と一般対策の概念について「特別対策とは、同和地区(対象地域)・同和関係者に対象を限定して実施する施策」(「属地・属人主義」)であり、「一般対策とは、同和地区・同和関係者に対象を限定しない通常の施策」をいうと規定しました。

そして、特別対策を終了する主な理由(「地区に着目した事業の終了」)として、

(1)特別対策は、本来時限的なもの(これまでの膨大な事業の実施によって同和地区を取

# り巻く状況は大きく変化)

- (2)特別対策をなお続けていくことは、同和問題の解決に有効とは考えられない
- (3)「人口移動が激しい状況の中で、同和地区・同和関係者に対象を限定した施策を続けることは事実上困難」、というものです。

この考え方は当時の全解連見解を反映したものであり、関係省庁や各自治体に周知され、 自治体では激変緩和措置を3年ないし5年間を設定するなど、特別対策の終了をはかるう えで大きな力になったものです。

### 3, 部落(同和)問題解決の逆流を許さず克服を

- (1) かつての同和地区と差別の固定化につながる特別対策の継続を許さないことです。 国の制度では、「隣保館」や「広域隣保制度」、「隣保館経由の雇用保険延長制度」 「家庭支援保育制度」等が「一般対策移行」に反し同和地区を念頭に継続しています。 団体役員関係者が行う公的補助による相談は、本来の趣旨に反し中立性もないことから他 組織構成員からの相談など希有に等しく、相談範囲もきわめてあいまいであり、結果自己 の組織強化につながるのみで、公益性は全くありません。
- (2) これまで同和地区を有する学校に配置されていた同和教育加配教員は「同和加配」「不登校加配」「いじめ・問題行動加配」の3つを統合し、「同和」問題や「人権」問題の専任ではない、それらを要件としない児童・生徒の指導における特別な配慮の必要性にもとづく「児童生徒支援加配」制度として創設され、11年目にはいりました。

しかし、全国的に「同和加配」は、それまでの同和加配校に継続配置の状況にあります。「特別な配慮」の観点にたてば、「不登校」「いじめ・問題行動」対応の配置を厚くするなど有効配置に切りかえることが求められます。

また、子どもたちの間に、同和問題を理由にした人権侵害が見られない今日、部落差別に肥大化した内容の教科書記述をもとに、授業でとりあげることは、百害あって一利無しです。善意ではあれ、子どもたちの権利を侵害し社会認識を歪めてしまいかねません。

(3) 社会的な差別問題は、住民の意識に根本的な問題が在って生じているのではありません。人権に係わる諸問題の解決にあたり人的・物的な基盤整備をおこなうことが政治や行政の第一義的課題です。行政施策は、権利主体である住民の自主的な学習・研究活動への財政的支援を柱に、多様な学習機会を提供したり、適切な相談体制を取ったりすることにあり、教育問題でも、子どもらが生き生き楽しく学べる環境を整えることが優先課題です。また「人権」の理解も行政の考えを押しつけずに、住民の多様な理解と自主的な理解の高まりを尊重すべきです。

(4) 同和問題に関わる補助金問題の抜本的是正と公正な補助制度の充実を求めています。

同和問題に関わる補助金は、①補助金の内容を学習・研修事業に限定すること(組織の大会・会議・行動、分担金等は含まない)、②社会的な常識の範囲で市民の納得の得られる額にすること、③目的にそって利用すること、④使途を明らかにできること、は最低の条件であるとして、この徹底と抜本見直し・廃止に全解連時代から一貫して努めてきました。

一部市町村段階では、長年にわたり巨額を支出し続けるなど、事業効果の無視、団体・ 支部幹部自立の観点、今日的公益性からも逸脱している事態が見られます。しかもこうし た支出に対する市民感情は、逆差別を招くのみで、差別解消に逆行するものです。

情報公開を求めるなど、公金支出の透明性を高める必要があります。東京では去る9月 葛飾区に対して「解同」補助金の支給停止などを求めて住民監査請求が取り組まれていま す。

また、全国人権連は行政実態把握を通じて課題を明らかにする取り組みを進めています。補助制度のあり方では、市民の自主学習を援助する事業への転換を求めています。

# 第3 重大な局面を迎えた憲法問題そして大震災・原発問題

(1) 6月14日に政府は、「経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針2013)」、「日本再興戦略(成長戦略)」、「規制改革実施計画」の三つを同時に閣議決定しました。

これらは、相互に関連すると同時に、TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)参加や税と社会保障一体改革の名による社会保障解体を前提とし、公務・公共サービスの民営化・民間化などを直接的な課題とする内容です。また、財政再建を口実にした消費税増税の強行もにらんでいるものです。

3つの閣議決定は、アメリカの要求を土台に、多国籍化した大企業の国際競争力強化を目的に、経済財政運営の諸施策を集中させることを宣言しています。そして、雇用、賃金、労働条件はもとより税・社会保障負担や諸規制を多国籍企業の「コスト」ととらえ、負担軽減のための改革(構造改革)を一気に強行することを宣言しているものです。自民党の参議院選挙公約では、投資減税や法人税率引き下げまで盛り込んでいます。

(2) 参議院選挙で議席の過半数以上を獲得した政権与党は、集団的自衛権行使にかかわる解釈改憲をはじめ、軍事大国化の動きを強めはじめています。

麻生副総理の「ナチス政権の手口」発言、8月15日に行われた政府主催の全国戦没者 追悼式典で安倍首相がアジアへの加害や「不戦の誓い」に言及しなかったこと、閣僚が靖 国神社に参拝したことなど、国内外から歴史認識などが問われる事態が相次ぎ、改憲を主 張する勢力の危険性が改めて明らかになりました。

自民党は、参議院選挙の公約で「憲法改正原案の国会提出」や「国家安全保障基本法の制定」をめざすことを掲げました。

自民党が政権に復帰して再開した「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」(安保法制懇)の結論も待って、集団的自衛権行使にかかわる内閣の憲法解釈の変更と「国家安全保障基本法」の国会提出が検討され、憲法第96条など明文改憲の動きが活発化することが想定されます。憲法国民投票を2016年参議院選挙と同時実施、の声も出始めています。

すでに、生活保護など社会保障にかかわる国の責任放棄や地域主権改革の名による地方 自治体への国の責任の押しつけなど実質改憲につながる動きは強まっており、「骨太の方針 2013」などの具体化でさらに加速する状況にもあります。

実質改憲となる制度改悪を積みあげ、同時に明文改憲をめざそうとする動きの強まりに対し、憲法をいかして国民のくらしを守る国民世論と運動を前進させ、9条の会など改憲 反対の世論と運動をより強固にする取り組みを本格化させる必要があります。

(3) 政府は6月19日に原子炉規制法にもとづく「新規制基準」を閣議決定し、7月8日に施行しました。

福島事故と同様の過酷事故を想定したベント設備、免震棟の設置や緊急時の電源確保などは新たに付加されましたが、地震動の基準などは従来通りであり、やっと国際基準が求める水準の規制を規定したにすぎない内容です。

このような不十分な「規制」となった背景には、福島事故の検証が不十分なまま、原発停止による電力会社の経営悪化や目先の安価な電力供給を求める財界などの圧力と、それに屈して原発再稼働や原発輸出に前のめりに転じた政府の姿勢があります。

早速7月8日には九州、四国、関西、北海道の電力4社が原子炉の再稼働を申請し、1 2日の九州電力・玄海原発とあわせ、6カ所・12基の原発の再稼働が申請されました。

東京電力も柏崎刈羽6、7号機の再稼働を申請することを決定し、国民からの強い反発を受けました。さらに、立地自治体が廃炉を求めている日本原電・東海原発(前村長)や福島第2原発でも「新規制基準」適合の工事が進められ、再稼働がめざされています。

原子炉稼働期間を60年に延長できるようになったことなどもあり、福島原発事故後に 廃炉を決断した事業者はなく、政府も「再稼働に最大努力」の姿勢を強めています。

9月中旬には稼働中の大飯原発が定期点検に入ったことから、秋の段階で「原発ゼロ」 が再び現実となった後、原子力規制員会が再稼働を個別的に承認する動きになっていくこ とが想定されます。 一方東京電力福島第一原発で、高濃度の汚染水が海中に漏出し、汚染水タンクからの漏れ出しも明らかになるなど、事故が収束していないことが事実として明らかになり、事故収束作業や廃炉作業東京電力に丸投げしている政府の責任が問われています。

各種の世論調査でも過半数を超えている原発再稼働反対の世論を集中して、再稼働断念 と原発ゼロの日本実現に向かう政府の決断を迫るたたかいを強めます。

(4) 重要な時期を迎えているTPP交渉は、日本が参加可能になったマレーシア会議(第 18回ラウンド・7月15~25日)を経て、秋の首脳会議、年内妥結がめざされています。日本が交渉に参加しても意見反映できる分野は限定的であり、国内市場の全面的な開放と諸制度の「アメリカ準拠」を迫られる可能性は高いものです。

「成長戦略」への批判ともあわせ、TPP参加による労働者、国民生活、地域経済への悪影響を訴え、TPP参加阻止の世論を高めます。

# 第4 地域づくりと地域人権の創造

### (1)「憲章」策定の意味

「地域人権憲章」は2012年11月の全国大会で採択しました。2004年4月以来の議論を集約して、度重なる案文を煮詰めて、成文化がはかられたものです。

全国人権連の規約前文には「日本社会における人権確立運動の積極的なたたかいの伝統を受け継いで、憲法を暮らしに生かし、地域社会と居住者の権利を擁護し創造する運動を展開する」と目的を記しています。

しかし、「地域社会と住民の権利を擁護し創造する運動」の中味が、短期の運動方針であっては羅針盤たり得ません。そこで地域社会の住民と連帯して取り組む「地域人権」という旗印を根本的な原則に関するきまりである「憲章」形態で整理し、規約前文に掲げている内容を長期的展望のもと実践するために策定しました。

また地域社会の問題は、特定の個人・団体が単独で解決しうるものもありますが、住環境の改善や福祉制度の充実運動に見られるように圧倒的には個人・団体がネットワークを構築し、地域住民運動として創造的に解決しなければならないものばかりです。

ネットワーク型である全国人権連組織の地歩を確かなものにし、さらに発展させるためには、地域で活動する諸団体が承認できる共通目標が必要です。その目標として「地域人権憲章」を位置づけたものです。

#### (2) 自由権、幸福追求権、住民自治権の伸長と実質化をはかる運動課題の提起

「地域人権憲章」の「地域人権確立の方向」では、「地域社会において誰もが等しく幸福を

追求し自由に生きる権利である地域人権の実現をめざす運動は、人権に関する世界の努力の成果と日本国憲法の人権と民主主義、住民自治確立の理念を地域社会で活かし、実現することを目標とする。私たちは多様な要求をとりあげ、いつまでも住み続けられ、平和で人間らしい暮らしができる、つぎのような地域社会をめざす。」として次の3点を掲げました。

- ①自分の意思により自由に考え発信し行動できる地域社会
- ②貧困や格差による困難を解消し、幸福に暮らせる地域社会
- ③参加・協同による住民自治が確立された地域社会

この具体的な中身として、参考資料をまとめました(後掲)。一人ひとりが輝く地域づくりの前進を呼びかけています。

### (3) 要求の事業化

「要求の事業化」とは、住民の多様な悩みや要求を社会的な共同の力で、社会的な事業として解決してゆくことを言います。

住民のおかれている現状を認識し要求を実現する運動は、住民が要求を行政に突きつけ、 直接に問題の解決や措置を求める形態とともに、いま、住民自身が住民間の矛盾を自ら調 整し、時には事業体を組織し、課題の解決の中心的役割を演じる形態へと変わりつつあり ます。

地域住民の要求を社会のあり方や、それに向けた政治変革へと結びつけないような運動は、一面的で有効性を欠くことになります。重要なことは、要求運動を継続的な事業活動へと発展させてゆく能力を身につけることです。地域における成熟した変革主体形成のためには、単なる要求だけではなく、その要求を自らの手で実現してゆくことが必要となります。

事業において何よりも重要なのは、時代の特徴や市場のニーズをとらえる洞察力と企画力であり、また組織を維持する経営能力です。

運動を事業活動に発展させることには、地域の問題を自ら解決すると同時に、雇用を具体的に保障し、また運動の財政的基盤を獲得するという利点があります。この点にこそ、 事業体を形成する最大の意義があります。

また事業体の経営には民主主義の学校という意味があります。運動の理念を経営に接続し、調和させることは、成熟した地域の変革主体の形成をはかることができるだけでなく、 全体社会を担い得る主体形成ともつながります。

# (参考資料)「地域人権運動」理解のために

- 1)権利擁護・復権・創造の運動課題(2~10略)
- 1. 自由権
- ①国家権力等から制約を受けたり強制されずに自由にものを考え行動する自己決定の権利
- ②住み慣れた所に住み続ける自由や移転の自由
- ③財産の形成や確保など経済活動の自由
- ④思想・信条、表現の自由
- ⑤当事者の合意に基づく婚姻の自由

# 2. 幸福に生きる権利

- ①自分の目的、理想の実現に向けて努力し成し遂げ、人間らしく生きる自己実現の権利
- ②人間らしい生活ができる賃金の確保と働き方をする権利、就労機会が保障され地域で働き続ける権利
- ③人格やプライバシーの権利をはじめ第3世代の権利
- ④平和で安心・安全に暮らせ、人間らしく幸せを感じられる環境で生活する権利
- ⑤医療、介護、文化、スポーツなどのサービスを受ける権利
- ⑥個人や家庭が自立し、社会や国の保護・援助を受ける権利
- ⑦教育の機会均等が実質的に保障され、教育や文化を受け学習する権利
- ⑧情報公開により行政等の文書情報等を知り、アクセスする権利
- ⑨公共的住民サービスの維持・確保を求め請願する権利
- ⑩主食を含む食料を生産・流通・確保する権利
- ⑪地域経済の循環、活性化を求める権利
- ②公共交通などの整備で移動の自由を確保する権利
- ⑬地域に居住するすべての住民が、等しく個人として尊重され認められる権利
- ④「社会的文化的に形成された性別」である『ジェンダー平等の実現』のため、社会の制度や慣習・慣行の見直しを求める権利

#### 3. 住民自治権

- ①ふれあいと助け合いを進める自治・コミュニテイを育成する権利
- ②災害、犯罪、貧困などから住民生活の安全を保護する権利
- ③自然、歴史、文化に育まれた良好な景観と地域の伝統文化を継承する権利
- ④世代のバランスがとれた地域へと地域づくりへの参加と暮らしの協同をする権利

# 第5 私人間への国家の介入が及ぼす影響について

(1)「差別の法規制」について(「地対協意見具申」1986年) - 4 差別行為の法規制 問題-(以下引用)

差別行為は、もちろん不当であり、悪質な差別行為を新たな法律で規制しようという考え方も心情論としては理解できないわけではないが、政策論、法律論としては、次のような問題点があり、差別行為に対する新たな法規制の導入には賛成し難い。

#### $(1) \sim (3)$ 略

- (4) 結婚や就職に際しての差別行為を処罰することについては、憲法上保障されている婚姻、営業等の自由との整合性が確保されなければならない。結婚差別については、それを直接処罰することは、相手方に対して意に反する婚姻を強制することにもなりかねず、憲法に抵触する疑いも強いと考えられる。また、就職差別を直接処罰することについては、現行労働法体系は、企業に対して採用時における契約の自由を認めており、求職者の採否は、企業がそのものの全人格を総合的に判断して決めるものなので、採用拒否が同和関係者に対する差別だけによるものと断定して法を適用することは、極めて困難と考えられる。
- (5) 差別投書、落書き、差別発言等は、現刑法の名誉毀損で十分対処することができる。 対処することができないもの、例えば、特定の者を対象としない単なる悪罵、放言ま でを一般的に規制する合理的理由はない。特に悪質なものを規制するとしても、その 線引きを明確にすることは著しく困難である。
- (6) 立法上必要とされる「部落」、「同和地区」、「差別」等の用語については、行政法規に おいて定義することは可能であると考えられるが、刑事法規に必要とされる厳密な定 義を行うことは難しく、明確な構成要件を組み立てることは極めて困難である。

最近では、10月7日に朝鮮学校の周辺で街宣活動し、ヘイトスピーチ、憎悪表現と呼ばれる差別的な発言を繰り返して授業を妨害したとして、学校法人京都朝鮮学園が「在日特権を許さない市民の会」(在特会)などを訴えた訴訟の判決で、京都地裁は、学校の半径200メートル以内での街宣禁止と約1200万円の賠償を命じました。

橋詰裁判長は、街宣などを「在日朝鮮人への差別意識を世間に訴える意図があり、日本も批准する人種差別撤廃条約で禁止した人種差別に当たり、違法だ」と指摘。「示威活動によって児童らを怖がらせ、通常の授業を困難にし、平穏な教育事業をする環境を損ない、名誉を毀損した」として、不法行為に当たるとの判断を示しました。

これは極めて妥当な判決です。一方でこれらの動向を捉え「差別規制法」の制定を呼びかける人達がいますが、やはり言論は言論で対抗することが原則です。言論表現の領域に

国家の介入を招きかねない法律をつくることには反対です。私たちは人権擁護法案、人権 救済法案でも一貫して言論表現の自由を擁護する立場をとってきましたし、今後もこの立 場を貫き、広く周知したいと考えています。

なお、今国会にかけられる特定秘密保全法案(秘密保護法案)など、国民の知る権利を 奪い、国家が情報を都合の良いように操作し扱う、憲法を無視した法案に対して断固反対 の立場で運動を進めてゆくものです。

### (2) インターネット上の表現と規制問題

①2011年7月、「プロバイダ責任制限法検証に関する提言(案)」への意見募集で寄せられた意見に対し提言案をまとめている「利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会」(座長:堀部 政男 一橋大学名誉教授)の考え方が次のとおり示されました。「民間による『違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項』等が策定されており、プロバイダ等によって適切な対応が行われることが望まれます」と回答し、表現の自由に優先して行為を規制すべきだとの意見を排除しています。

②奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会などの意見は次のとおりです。「プロバイダ責任制限法の取り扱う情報の範囲について、現在は、名誉毀損、プライバシー関係、著作権関係、商標権関係等が主な対象とされているが、加えて、人権侵害、差別を助長する情報についても取り扱いの範囲とされたい。差別情報に関しては、プロバイダの十分な対応が得られているとは言い難い状況にあります。

また、国連人種差別撤廃委員会は、総括所見(2010年3月9日採択)により、『部落 民に向けられたインターネット上の有害で人種差別的な表現と攻撃に対しては、関連する 憲法、民法および刑法の規定が、憎悪に満ちた人種主義的発現に対処するさらなる手段を 介して、とりわけ関係者を調査して処罰する取組を強化することにより、効果的に実施さ れるように保障し、インターネット上での憎悪発言人種主義的宣伝等人種差別が動機とさ れる違法行為を防ぐこと』と勧告を行っています。

この点からも、プロバイダ責任制限法において、人権侵害、差別を助長する情報について も重要課題に入れるよう、ご検討いただきたくお願いいたします。」

#### ③上記意見に対する研究会「考え方」

ご指摘のとおり、インターネットにおける人権侵害や差別行為への対応は重要なものと して認識しており、これらの情報については、民間による「違法・有害情報への対応等に 関する契約約款モデル条項」等が策定されており、プロバイダ等によって適切な対応が行われることが望まれます。

なお、有害情報のうち公序良俗に反する情報及び社会的法益を侵害する情報をプロバイ ダ責任制限法の対象とすべきかについては、民事責任(損害賠償責任)を生ずる可能性や 民間による自主的なガイドラインの運用状況を検討した結果、その必要はないと考えられ ます(提言(案)14頁)。

④不愉快だからといって刑罰を科すことはできないとの判例(「プロバイダ責任制限法 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」 第3版平成23年9月 プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会、H19.12.14東京地裁判タ1318号188頁 社会的評価の低下 対象となる個人の特定[GL 26頁])があります。石原東京都知事(当時)が、「フランス語を昔やりましたが、数勘定できない言葉ですからね。これはやっぱり国際語として失格していくのは、むべなるかなという気がする」などと発言したことに対して、フランス語を母語とし、フランス語学校を経営したり、研究したりする者らが原告として、国家賠償法1条1項に基づき、損害賠償、謝罪広告の掲載及び謝罪文の交付を求めた事案は棄却。不快感を与え、配慮を欠いたとの発言であるというだけでは、直ちに原告らを含むフランス語に携わる特定人の名誉感情を侵害するものとはいえない、との司法判断も示されています。

このように国家による表現規制について、「結果的に国が差別行為を認知してしまうことになりかねない」「人権擁護法案などのような包括的な規制法によるよりも、適用対象を個別分野に絞り込んだ規制立法を厳格な要件のもとで考えることの方がベター」と松井修視・関西大学社会学部教授は指摘しています。(「インターネットと人権をめぐる状況」『「インターネットと人権」を考える』解放出版社、2009年3月)

やはり表現の自由の「優越的地位」を承認することが大切であり、国家の介入、法的規制につながる法や条例・条文それ自体も問題なので反対し、一方不適切な書き込みなどは削除を求めて粘り強く働きかけてゆきます。

# 第6 集会の教訓を各地の実践に生かそう

本集会では、人権の視座から憲法改正問題を考え、新自由主義を克服して地域社会で福祉を充実させる新しい福祉国家のあり方の探求と東日本大震災の教訓もふまえ地域社会の今日的課題を明らかにし、人権と民主主義、住民自治の確立をめざす住民運動の到達点と課題、住民の要求と事業化を含む運動の前進、行政や教育の在り方を忌憚なく議論します。

2日間の集会では、この「情勢と課題」でふれることができなかった現状、諸課題や教訓についても、充分議論を深め、各地の取り組みに生かしていただきたいと思います。

最後に、本集会にご参加いただいたみなさん、さらに来賓各位をはじめ、講師・助言者・報告者、諸準備にあたられた地元福岡県連、実行委員会の皆さんに感謝を申し上げ、集会に対する基調報告とします。